

# 第5次 ひがしまつやま共生プラン

令和3年度～令和7年度  
(2021) (2025)



東松山市男女共同参画基本計画  
東松山市女性活躍推進計画  
東松山市DV防止基本計画



東松山市



～男女共同参画社会の実現をめざして～



本市では、平成9年10月に「女と男<sup>ひと</sup> <sup>ひと</sup>ともに支え合おう  
ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。その後、平成  
18年4月には、「東松山市男女共同参画推進条例」を制定  
し、男女共同参画社会の推進に取り組んでまいりました。ま  
た、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活  
躍の推進に関する法律」を受けて、平成29年3月には「東  
松山市女性活躍推進計画」を策定し、女性がいきいきと輝く  
社会の実現に取り組んでまいりました。

この度、「第4次ひがしまつやま共生プラン」と「東松山市女性活躍推進計画」が共に  
計画期間の満了を迎えることから、密接に関連するこの二つの計画を一体とし、令和3年  
度から令和7年度を期間とする「第5次ひがしまつやま共生プラン」を策定いたしました。

全ての市民の皆様が性別にとらわれることなく社会のあらゆる分野に参画し、一人一人  
が互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現  
に向けて、施策を進めてまいります。

結びに、本プラン策定に御尽力いただきました東松山市男女共同参画審議会委員の皆様  
をはじめ、市民の皆様には深く感謝を申し上げますとともに、本プランの実現に向け、引き続  
き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東松山市長 森田 光一

# もくじ

## 第1章 プランの概要

- (1) プラン策定の趣旨…………… 1
- (2) プランの位置づけ…………… 2
- (3) プランの期間…………… 2

## 第2章 プランの基本的な考え方

- (1) プランの基本理念…………… 3
- (2) プランの基本目標…………… 3
- (3) プランの体系…………… 4

## 第3章 プランの内容

### 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

- (1) 男女の共同参画意識の啓発…………… 5
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実…………… 7
- (3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進…………… 8

### 基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

#### ～東松山市女性活躍推進計画～…………… 9

- (4) 働く場における男女共同参画の推進…………… 11
- (5) 子育てと介護への支援…………… 12
- (6) 生涯を通じた男女の健康支援…………… 14

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり

- (7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進…………… 15
- (8) 地域社会における男女共同参画の推進…………… 16
- (9) 男女共同参画推進体制の整備…………… 17

### 基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

#### ～東松山市DV防止基本計画～

- (10) あらゆる暴力の根絶…………… 19
- (11) 安心して相談できる体制づくり…………… 20
- (12) 自立への支援…………… 21

## 第4章 プランの推進体制と進行管理

- (1) プランの推進体制……………22
- (2) プランの進行管理……………22
- (3) 推進指標……………23

## 資料編

### I 男女共同参画をめぐる動き

- (1) 世界の動き……………24
- (2) 国の動き……………24
- (3) 県の動き……………25
- (4) 東松山市の動き……………25
- (5) 男女共同参画に関するこれまでの取組……………26

### II 関係法令

- (1) 男女共同参画社会基本法……………30
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………34
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する  
法律……………42
- (4) 埼玉県男女共同参画推進条例……………51
- (5) 東松山市男女共同参画推進条例……………54
- (6) 東松山市男女共同参画庁内連絡会議等設置要綱……………57

# 第1章 プランの概要

## (1) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、「男女共同参画社会基本法」の前文において21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置づけられており、国、県及び市町村の様々な分野で男女共同参画を推進する取組が行われています。

本市では、平成9年10月に「ひがしまつやま共生プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。平成27年3月には、第4次東松山市男女共同参画基本計画に東松山市DV防止基本計画を加えた「第4次ひがしまつやま共生プラン」を策定し、様々な施策を進めてきました。

また、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立したことを受け、本市でも、就業意欲がある女性や職場でステップアップを希望する女性が働きやすい環境を整備し、女性も男性も共にいきいきと輝く社会を実現するため、平成29年3月に「東松山市女性活躍推進計画」を策定しました。

しかしながら、令和元年度に実施した「東松山市の男女共同参画に関するアンケート」と令和2年度に実施した「市民意識調査」の結果においては、長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然として根強く残っていることがわかります。家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備等、様々な場面において取り組むべき重要課題について、今後も継続的に多方面から根気よく推進し、解決していかねばなりません。

「第5次ひがしまつやま共生プラン」は、こうした状況を踏まえ、全ての人が性別にとらわれることなく社会のあらゆる分野に参画し、互いに尊重し合い、自分らしく健やかに暮らせる社会づくりを目指し、実効性の高いプランとして策定するものです。

これまでの「第4次ひがしまつやま共生プラン」と「東松山市女性活躍推進計画」が共に令和2年度末で計画期間の満了を迎えるに当たり、密接に関連するこの二つの計画を一体とし、新たに大きな一つのプランとして策定することとしました。今回のプランに基づき、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

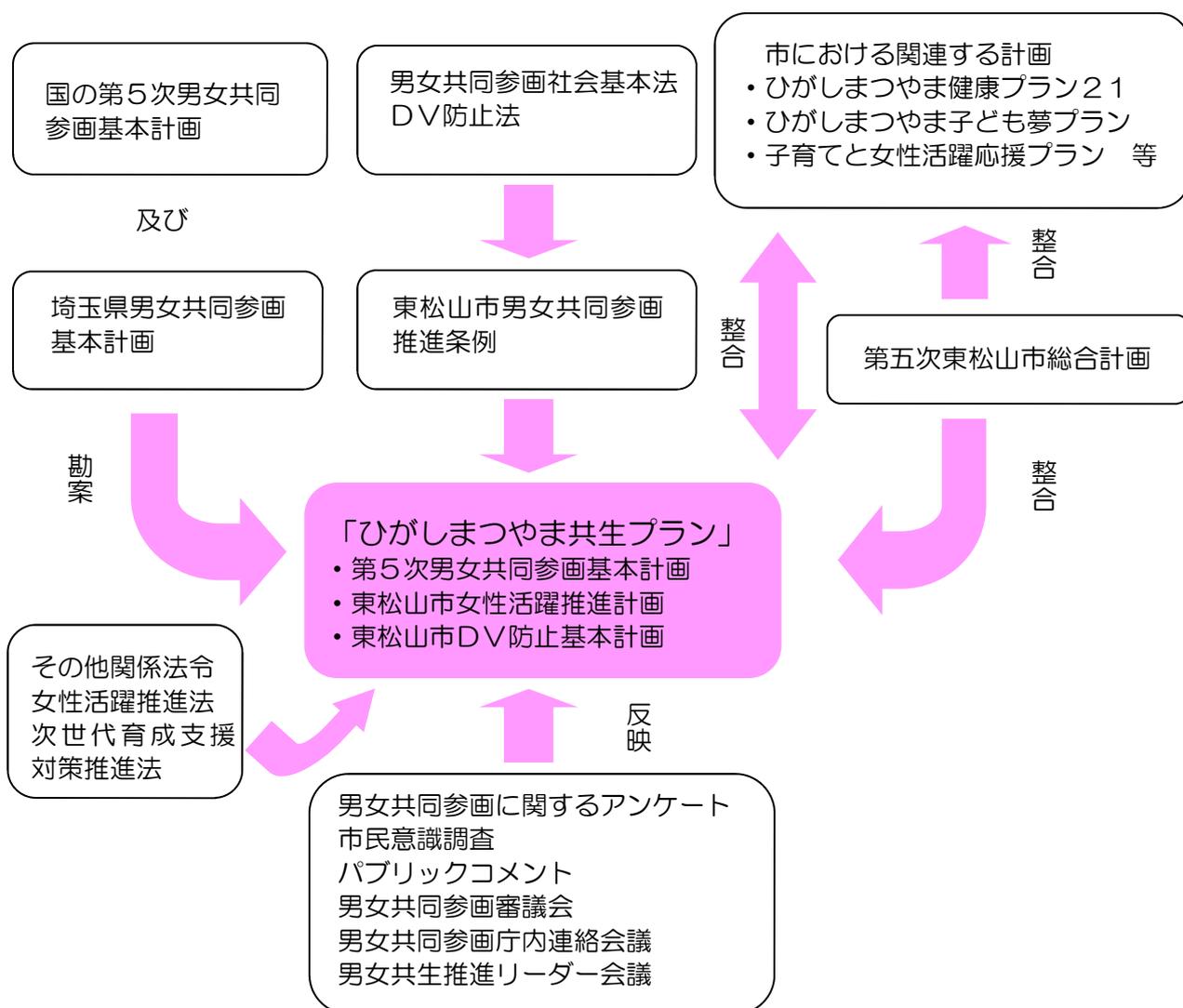
### 【策定経過】

平成9年10月	女と男	ともに支え合おう	ひがしまつやま共生プラン
平成15年4月	第二次ひがしまつやま共生プラン	みんな生き生き	共に支え合い
平成21年3月	第三次ひがしまつやま共生プラン		
平成27年3月	第4次ひがしまつやま共生プラン		
令和3年3月	第5次ひがしまつやま共生プラン		

## (2) プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び東松山市男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。

本市では現行プランの見直しにおいては、「東松山市の男女共同参画に関するアンケート」や「市民意識調査」の結果を反映し、「第五次東松山市総合計画」等、関連する計画との整合を図り、関係各課とのヒアリングを行うとともに、東松山市男女共同参画審議会、東松山市男女共同参画庁内連絡会議、東松山市男女共生推進リーダー会議による提言、さらにはパブリックコメント※による市民からの意見を反映しています。



※パブリックコメント

生活に広く影響を及ぼす基本計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

## (3) プランの期間

このプランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### (1) プランの基本理念

東松山市男女共同参画推進条例第3条から要約

男女共同参画の推進は、

- 1 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること。
- 3 市の施策・事業者等の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できるように配慮すること。
- 5 男女が対等な関係のもとに互いの性を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営めること。
- 6 国際社会での動向を十分理解して行われること。

### (2) プランの基本目標

東松山市男女共同参画推進条例第10条に掲げる市の施策を踏まえ、次の4つを計画の基本目標としました。

#### 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進します。

#### 基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

東松山市女性活躍推進計画

男女が共に職業生活及び家庭生活を両立し、能力を発揮することができるよう、支援を行います。

#### 基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり

家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に改善します。

#### 基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

東松山市DV防止基本計画

ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に努めるとともに、DVの被害を受けた人に対し、必要に応じた支援を行います。

### (3) プランの体系

基本目標	主要課題	施策	
Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり	(1) 男女の共同参画意識の啓発	① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動	
		② 男女共同参画に関する情報の収集と提供	
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	① 学校教育における男女共同参画の推進	
		② 家庭や地域における教育・学習機会の提供	
	(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	① 国際的課題への理解	
		② 国際交流・支援の推進	
Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり ～東松山市 女性活躍推進計画～	(4) 働く場における男女共同参画の推進	① 雇用機会の均等と公平な待遇の実現	
		② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
		③ 女性の職業生活における活躍の推進	
	(5) 子育てと介護への支援	① 子育て支援の充実	
		② 地域における子育て支援の促進	
		③ 高齢者・障害のある人とその介護者への支援	
	(6) 生涯を通じた男女の健康支援	① 男女の健康の保持・増進	
		② こころの健康支援	
	Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり	(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進	① 審議会等への女性の登用・参画促進
② 男女共同参画の推進を担う人材育成			
(8) 地域社会における男女共同参画の推進		① 地域活動における男女共同参画の促進	
		② 災害の分野における男女共同参画の推進	
(9) 男女共同参画推進体制の整備		① 庁内における男女共同参画推進体制の強化	
		② 市民・事業者等との連携による計画の推進	
		③ 男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理	
Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり ～東松山市 DV防止基本計画～		(10) あらゆる暴力の根絶	① DV防止対策の推進
		(11) 安心して相談できる体制づくり	① 相談窓口の周知
	② 相談体制の充実		
	(12) 自立への支援	① 早期発見体制の整備	
		② 保護体制の強化	
		③ 生活再建に向けた支援の充実	

# 第3章 プランの内容

## 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

### 主要課題

### (1) 男女の共同参画意識の啓発

#### ① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動

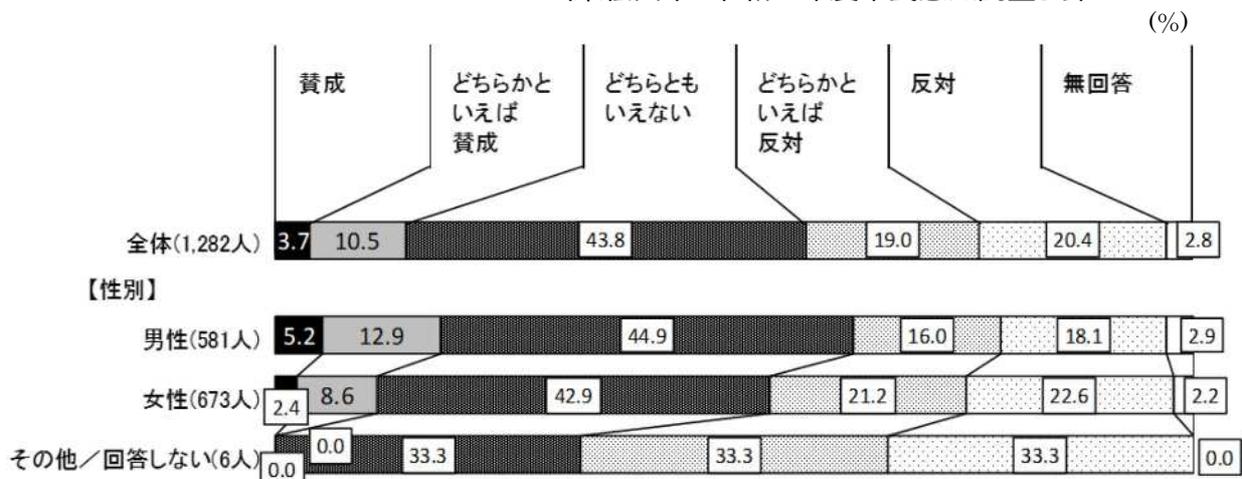
社会通念・慣習・しきたりなどの上で、男女は不平等であると感じている人が多い状況は、依然として続いています。「男は仕事」「女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図ります。

また、全ての市民が男女共同参画の推進に関する基本理念を正しく理解し、男女の人権を尊重する意識の浸透を図るため、各種媒体を通じて広報・啓発活動を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1	社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直すための啓発を行います。	男女共同参画の視点に立った慣習の見直しの啓発、法制度の周知	人権市民相談課
		固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の開催	人権市民相談課
2	市が発行している各種媒体や市ホームページ等を通じて、市民全体に男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	市広報紙や市ホームページ等を活用した男女共同参画の啓発	人権市民相談課

#### 固定的な性別役割分担意識 ～「男は仕事」「女は家庭」という考え方について～

〈東松山市 令和2年度市民意識調査より〉

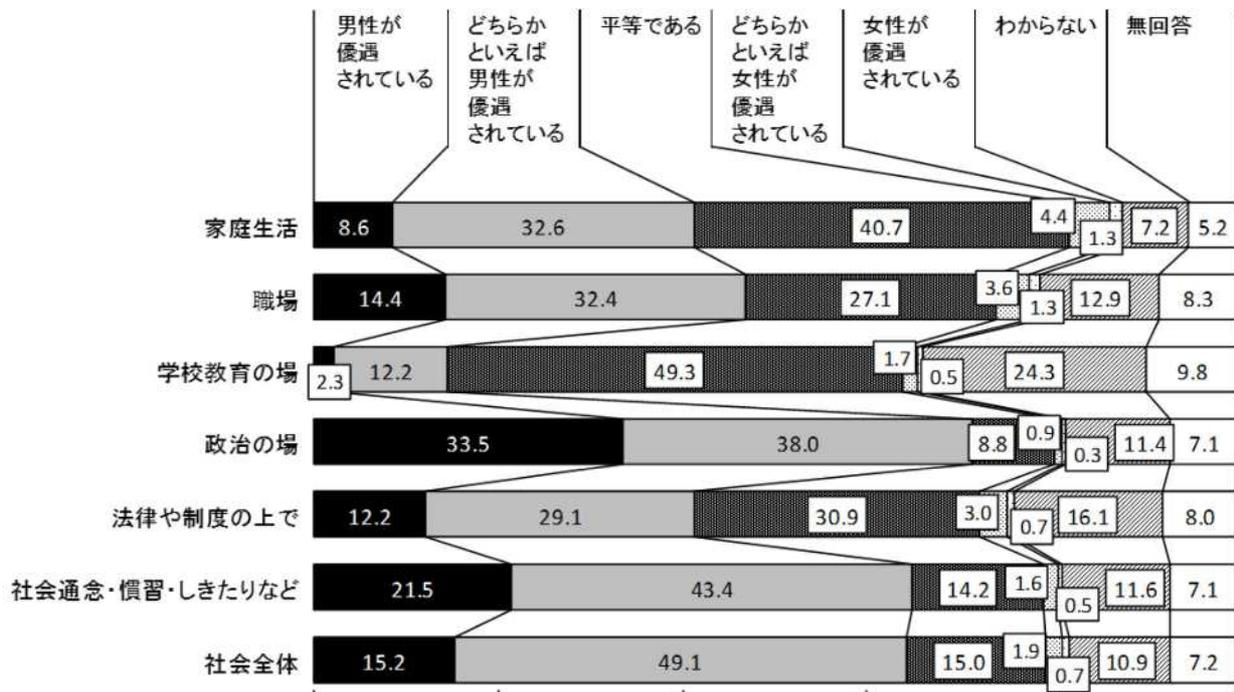


全体では「賛成」が3.7%、「どちらかといえば賛成」が10.5%で、それらを合わせた“賛成である”は14.2%となっています。一方「反対」が20.4%、「どちらかといえば反対」が19.0%で、合わせて“反対である”は39.4%となっており、“賛成である”（14.2%）を25.2ポイント上回っています。

性別で見ると、男女共に“反対である”が“賛成である”を上回っていますが、男性ではその差が16.0ポイントであるのに対して、女性ではその差が32.8ポイントと開きがあります。

男女の地位の平等感 〈東松山市 令和2年度市民意識調査より〉

(%)



「社会全体」における平等感は、15.0%で、まだまだ浸透しているとは言えない状況です。

“男性が優遇されていると感じている（どちらかといえばも含む）”は、「政治の場」で71.5%と最も高くなっています。次いで「社会通念・慣習・しきたりなど」が64.9%と高くなっています。

「学校教育の場」においては、「平等である」が49.3%となっており、“男性が優遇されていると感じている（どちらかといえばも含む）”（14.5%）を大きく上回っていますが、全体としては、男性優遇感を持つ人が多くなっています。

② 男女共同参画に関する情報の収集と提供

市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、資料を充実させます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
3	男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。	男女共同参画に関する図書等の収集・提供	生涯学習課 (市立図書館)



## 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

### 主要課題

### (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

#### ① 学校教育における男女共同参画の推進

学校教育は、児童・生徒の成長に大きな影響を与え、意識や慣習などの生活基盤を形成します。そのため、学校においては、児童・生徒がお互いの人格や個性を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
4	学校において、人権の尊重、男女平等の視点に立った教育を行います。	性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるような生徒指導・進路指導の充実	学校教育課

#### ② 家庭や地域における教育・学習機会の提供

家庭や地域においても男女平等意識が広く浸透されるよう、男女共同参画の視点に立った意識啓発を行い、生涯学習の充実を図ります。

また、社会情勢の変化に対応し、新しい生活様式の実践やオンラインの活用等を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
5	家庭や地域における男女平等を推進するための学習機会を提供し、社会教育の充実を図ります。	各種セミナー・講座の開催	人権市民相談課
		出前講座の開催	生涯学習課

## 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

### 主要課題

### (3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進

#### ① 国際的課題への理解

国際社会における男女共同参画をめぐる世界的な取組や様々な課題について、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
6	男女共同参画に関する国際理解を深めるため、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。	男女共同参画に関する国際理解・協力を促進するための講座開催の推進や国際協力を視野に入れた国内外の情報収集と提供	総務課

#### ② 国際交流・支援の推進

市内在住の外国人が地域社会から孤立することのないよう、市内や近隣に住む外国人との交流を進め相互理解を促進します。東松山市国際交流協会をはじめとする関係団体との連携による交流事業の充実、多文化共生社会の実現に向けた外国人に対する生活支援事業を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
7	外国人が安心して暮らせる地域づくりを推進するための交流活動や講座等を開催します。	日本語教室、ワンナイトステイ、国際交流研修等、東松山市国際交流協会との連携による交流事業の充実	総務課
8	在住外国人のための相談体制の充実や、多言語版の情報紙、生活ガイドブック等による情報提供を行います。	在住外国人に向けての相談体制・情報提供の充実	総務課



## 基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

### ～東松山市女性活躍推進計画～

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、国が定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案し、策定したものです。

#### 基本原則

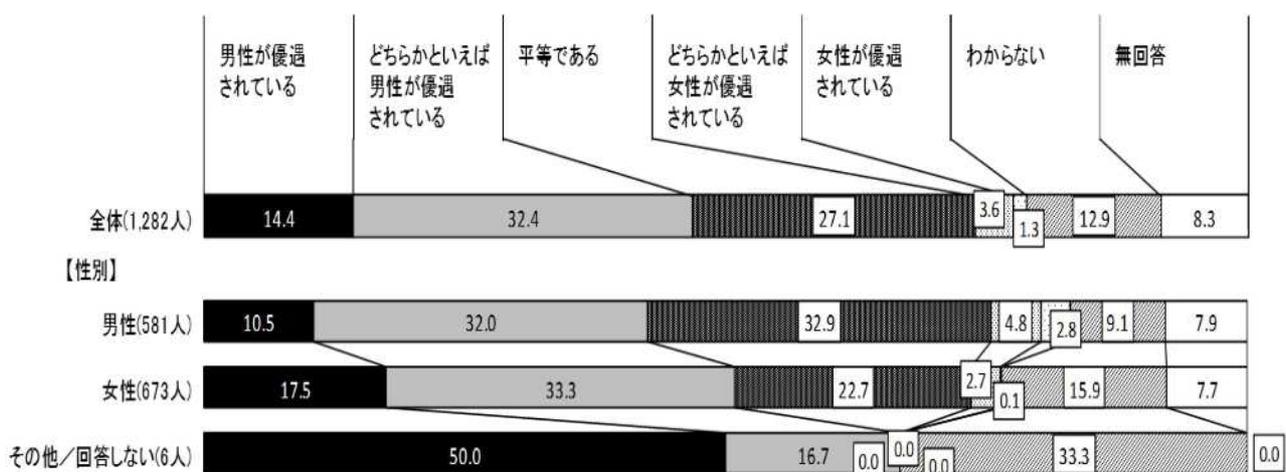
- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担意識を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

#### 目的

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性がその思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を選択できる活力あふれる社会の実現を図ります。

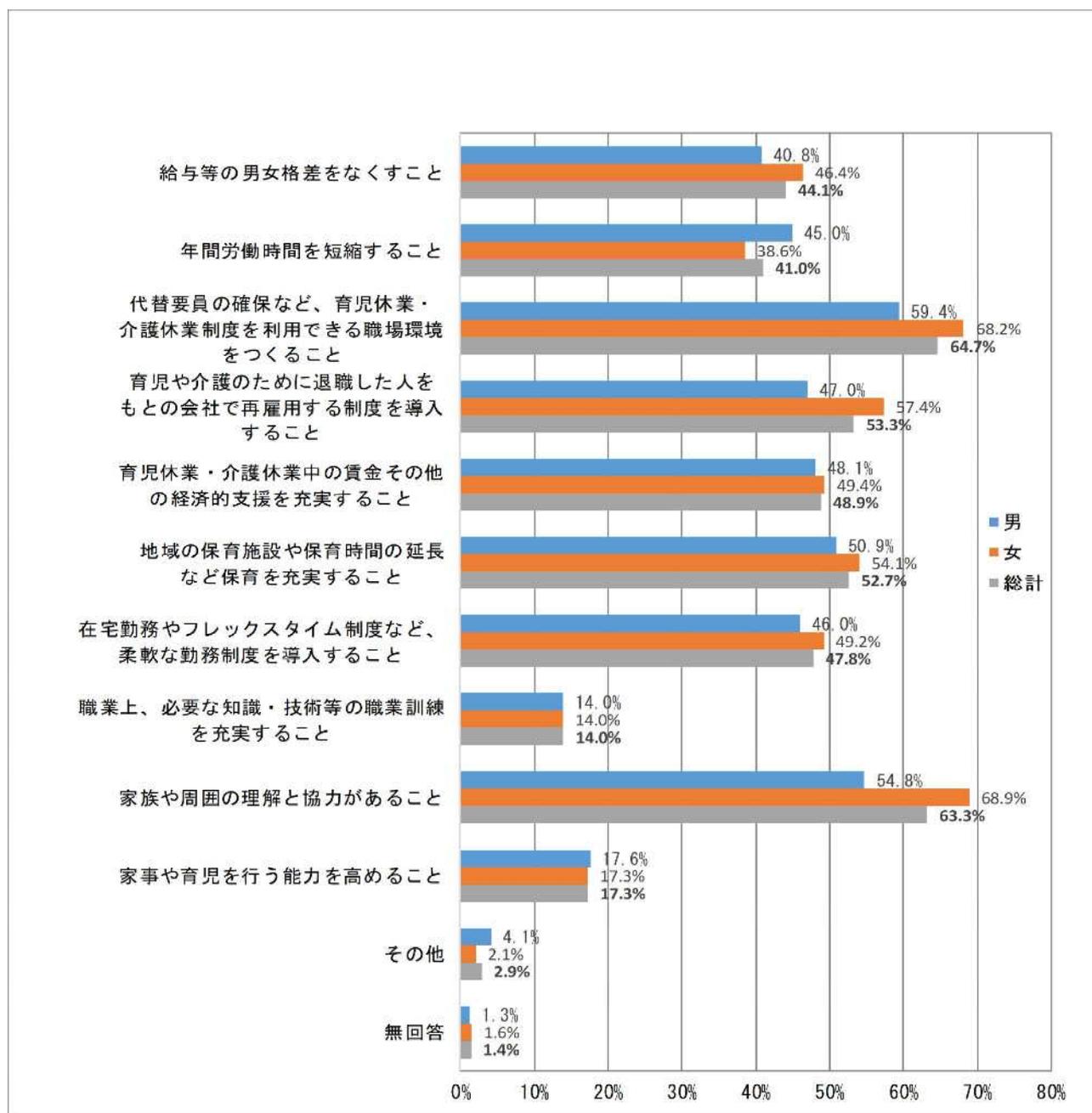
### 職場における男女の地位の平等感 〈東松山市 令和2年度市民意識調査より〉

(%)



職場における男女の地位の平等感を表すグラフでは、「平等である」と回答した人の割合は全体では27.1%ですが、男性は32.9%が平等と感じているのに対し、女性は22.7%と差があります。また、男女共に、“男性が優遇されている（どちらかといえばも含む）”と回答した人が、「平等である」と回答した人よりも多くなっています。

仕事と家庭の両立に必要なこと 〈東松山市 令和元年度男女共同参画に関するアンケートより〉



男女が共に仕事と家庭を両立するための条件として挙げているのは、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(64.7%)が最も多く、次いで「家族や周囲の理解と協力があること」(63.3%)となっています。職場、家族又は周囲において、仕事と家庭の両立を支える仕組みが必要とされています。

## 基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

### 主要課題

### (4) 働く場における男女共同参画の推進

#### ① 雇用機会の均等と公平な待遇の実現

男女が共に能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
9	男女共同参画の視点による職場の環境づくりを推進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ公平な待遇の実現を図ります。	採用や労働賃金等における男女格差の是正及び労働条件等の改善の啓発とハラスメント防止対策の促進	商工観光課
		セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の正しい理解の促進と防止対策の徹底	人事課

#### ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

一人一人が個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりなど、性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備が進むよう、啓発します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
10	育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知や制度の普及を図り、一人一人の全ての生活（仕事・家庭生活・地域活動・健康や休養・趣味や学習等）活動が調和できる社会を目指します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と両立支援の整備促進（長時間労働の削減、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、オンライン、テレワーク等の導入・拡充）	人権市民相談課
			人事課
			商工観光課

#### ③ 女性の職業生活における活躍の推進

女性の起業・再就職等への支援を図るとともに、働く場における指導的立場への女性の参画を促進します。

また、就業意欲がある女性や職場でステップアップを希望する女性が働きやすい環境を整備することで、女性がいきいきと輝く社会の実現を目指します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
11	女性が自分らしく能力を十分に発揮できるよう起業・再就職の相談や情報提供を行います。	就労・起業に関する情報提供や意識啓発、相談体制・支援の充実	商工観光課
12	指導的立場に積極的に女性が参画できるよう、市内事業所へ、働きやすい職場づくりに向けた取組を促進します。	ポスター・チラシ・講演会等による市内事業所への啓発	商工観光課

## 基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

### 主要課題

### (5) 子育てと介護への支援

#### ① 子育て支援の充実

近年、少子化や核家族化が進行し、一人一人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子育てをとりまく環境はより複雑化しています。また、女性の社会進出の機会が増え共働き家庭が増加したことにより、多様な保育サービスが求められています。仕事と子育てが両立できるよう、様々なニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
13	様々な子育て支援ニーズに対応したサービス（施策・施設・相談窓口）の充実を図ります。 特に、子どもの健全育成のため、育児不安や子育て・児童虐待に関する相談を充実します。	保育施設、放課後児童クラブの充実	保育課
		延長保育、病児保育、一時保育、待機児童対策、幼児教育・保育無償化等	保育課
		放課後子ども教室の充実	子育て支援課
		育児不安や子育てに関する相談窓口の充実	子育て支援課
			健康推進課
		関係機関の連携による子どもへの虐待を未然に防ぐための取組の実施	子育て支援課
			学校教育課
ひとり親家庭等に対する支援	子育て支援課		

#### ② 地域における子育て支援の促進

子育ての喜びや楽しさを、男女が共に感じることができる環境づくりを進めるとともに、地域で子育てを支え合う仕組みづくりを進めます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
14	地域全体で子育てを支え合う仕組みや、子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課
		乳幼児とのふれあい体験の実施	学校教育課
		子育てサークルの育成や地域の子育てネットワークへの支援	子育て支援課
		子育て支援の促進	健康推進課

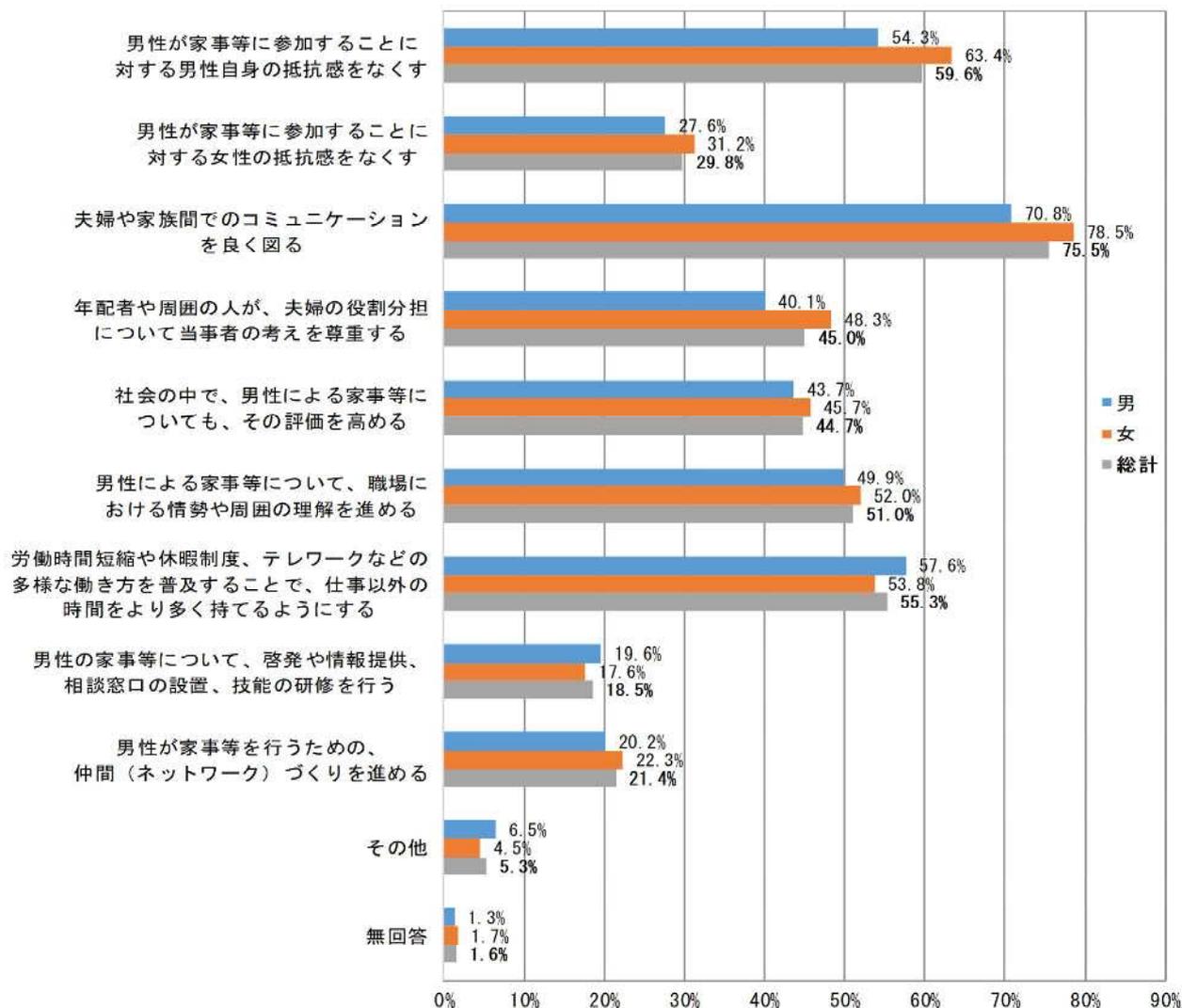
### ③ 高齢者・障害のある人とその介護者への支援

高齢者や障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
15	高齢者や障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。	高齢者福祉サービスの充実	高齢介護課
		障害者福祉サービスの充実	障害者福祉課

#### 男女がともに家事、育児、介護、地域活動に参加しやすくするために必要なこと

〈東松山市 令和元年度男女共同参画に関するアンケートより〉



回答の多かったものとして「夫婦や家族間でのコミュニケーションを良く図る」（75.5%）、次いで「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」（59.6%）が挙げられています。

「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」は、男性が57.6%、女性が53.8%であり、3.8ポイント男性が上回っています。

## 基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

### 主要課題

### (6) 生涯を通じた男女の健康支援

#### ① 男女の健康の保持・増進

男女が共に自立した生活を送り、一人一人が社会のあらゆる分野へ参画していくためには、心とからだの健康状態に応じた的確な自己管理が欠かせません。

そのため、ライフステージに応じた健康教育や相談、各種健康診断や検診等の充実を図り、生涯を通じた健康支援を進めます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
16	男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について選択できるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。	思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	学校教育課
		電話相談や保健指導などによる、HIV/AIDS※・性感染症への対応や情報提供	健康推進課
17	男女が共に健やかに暮らすために、健康保持対策を推進し、生涯にわたり支援を行います。	健康保持・増進のための啓発や活動の充実	健康推進課
			保険年金課
			スポーツ課
			高齢介護課

#### ※HIV/AIDS

HIVとは、ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の頭文字をとったもの。このウイルスに感染すると免疫力が徐々に低下し、健康なときにはかからなかった様々な病気にかかるようになる。これをエイズという。近年は、治療の進歩により、HIV感染の段階で早期に治療を開始すれば、エイズ発症を遅らせることができるようになっている。

#### ② こころの健康支援

市民が抱える不安や悩みを相談できる窓口を充実させ、健やかに暮らせるよう、適切な支援を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
18	男女の心の健康が保たれるよう、各種相談窓口の充実や、対策・支援を進めます。	各種相談窓口の充実	人権市民相談課
			学校教育課
		高齢者虐待への対応の充実と防止策の推進	高齢介護課
		障害者虐待への対応の充実と防止策の推進	障害者福祉課
		民生委員・児童委員活動との連携	社会福祉課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり

### 主要課題

### (7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進

#### ① 審議会等への女性の登用・参画促進

社会のあらゆる分野の意思決定の場に女性と男性、双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。また、男女共同参画の推進を担う人材の育成を行うとともに、政策や方針の立案・決定の場への参画意欲の促進を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
19	各種審議会等への女性委員の登用や政策・方針の立案・決定の場への男女共同参画を促進します。	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	人権市民相談課 政策推進課
		女性職員の職域拡大と管理監督職への積極的登用	人事課

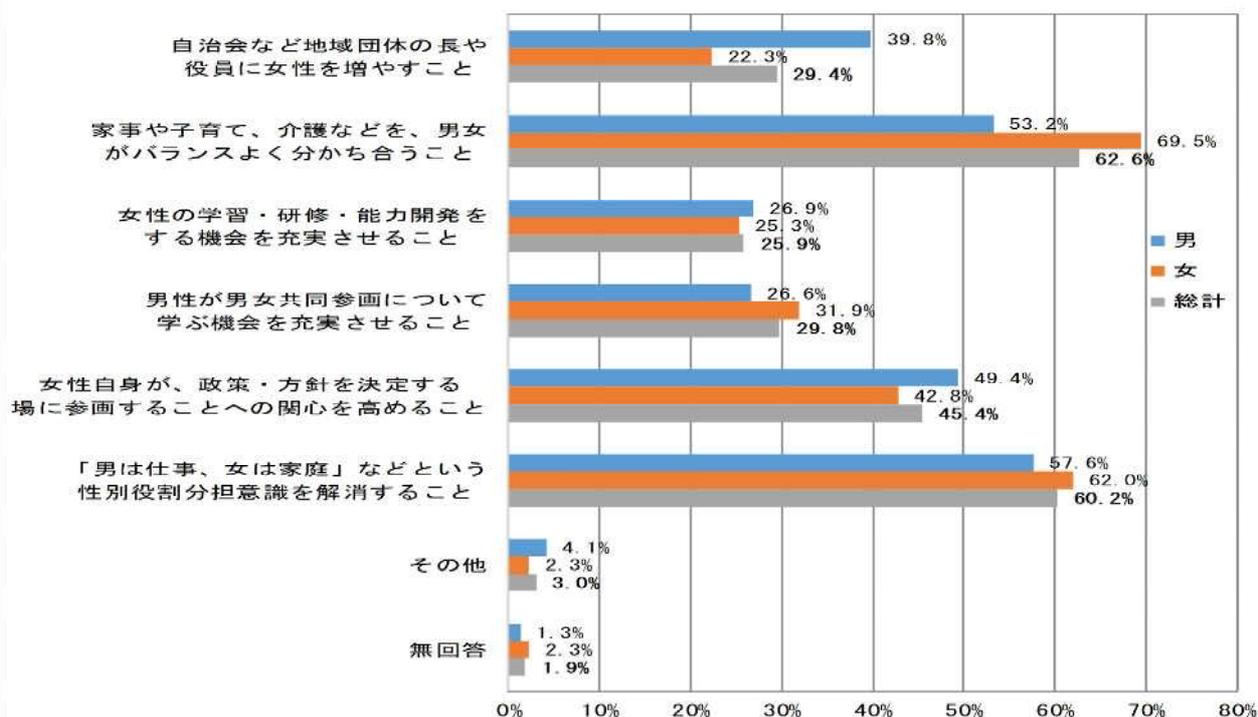
#### ② 男女共同参画の推進を担う人材育成

自治会、行政、民間企業などの政策や方針の立案・決定の場においては、依然として女性が少ない傾向にあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。そのため、男女共同参画の推進を担う人材の育成が必要となります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
20	各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。	講座や会議等による女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	人権市民相談課
			生涯学習課

#### 女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと

〈東松山市 令和元年度男女共同参画に関するアンケートより〉



## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり

### 主要課題

### (8) 地域社会における男女共同参画の推進

#### ① 地域活動における男女共同参画の促進

自治会等の地域活動については、男性と比べて女性の方が実際の活動の多くを担っている一方で、活動の意思決定を行う会長などの職は男性が担うという状況が全国的にみられます。そのため、地域活動への男性の参画を促進するとともに、地域活動における指導的立場への女性の参画を促進する必要があります。女性と男性、双方の視点がまちづくりに反映されるよう、地域活動等への男女共同参画を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
21	地域活動への男性の積極的な参画を促進するとともに、地域活動における指導的立場への女性の参画を促進し、地域における男女共同参画の推進を行います。	地域社会における男女の均衡を図るための普及啓発	地域支援課
		コミュニティ活動への男性の参画を促進するための情報提供	地域支援課
		市民活動団体・NPO団体等への男女共同参画の促進	地域支援課

#### ② 災害の分野における男女共同参画の推進

平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模災害の経験から、災害の分野における男女共同参画の視点に立った対策の必要性が認識されています。避難所においては、男女のニーズの違いにより、支援内容と被災者のニーズが一致しないという問題も生じています。避難所の運営を円滑に進めるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立していく必要があります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
22	男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	男女のニーズに対応した防災・復興体制の確立	危機管理防災課
		女性や社会的弱者など多様なニーズに対応した避難所の環境整備	危機管理防災課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり

### 主要課題

### (9) 男女共同参画推進体制の整備

#### ① 庁内における男女共同参画推進体制の強化

男女共同参画の視点を持ったまちづくりを進めるためには、計画の実効性を高め、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し、市民、事業者等と連携して総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に関する施策を実施する必要があります。

東松山市役所が市内事業所の模範として、男女共同参画の視点に基づく環境を整備するとともに、性別にかかわらず意欲と能力を兼ね備えた人材の育成及び活用を図り、指導的立場への女性の参画の促進に努めています。市役所における一般行政職の管理監督職（主査級以上）における女性職員の比率は、令和2年度現在、19.6%（235人中、女性46人）です。

また、「東松山市の男女共同参画に関するアンケート」において、男女共同参画推進のために市が力を入れていくべき施策として、「就労の場における雇用や待遇に性別による差別がないようにする」、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるような、サービスの充実を図る」、「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について考える」などの回答が多く挙げられています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
23	男女共同参画庁内連絡会議を充実させるとともに、研修を通じて、職員一人一人の男女平等意識の醸成を図ります。また、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成及び人材の活用を積極的に進め、個々の能力が十分に発揮できるよう、環境整備を進めます。	男女共同参画庁内連絡会議・男女共生推進リーダー会議の充実	人権市民相談課
		男女共同参画に関する職員研修の充実	人権市民相談課
			人事課
		人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	人事課
		特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」に基づいた環境整備	人事課

#### ② 市民・事業者等との連携による計画の推進

市民及び事業者と連携しながら、男女共同参画の推進に取り組みます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
24	市民や事業者の、男女共同参画を推進する会議等への参加を促進します。また、市民との協働による情報提供の充実を図ります。	東松山市男女共同参画審議会意見の施策への反映	人権市民相談課
		市民との協働による情報の収集、発信	人権市民相談課

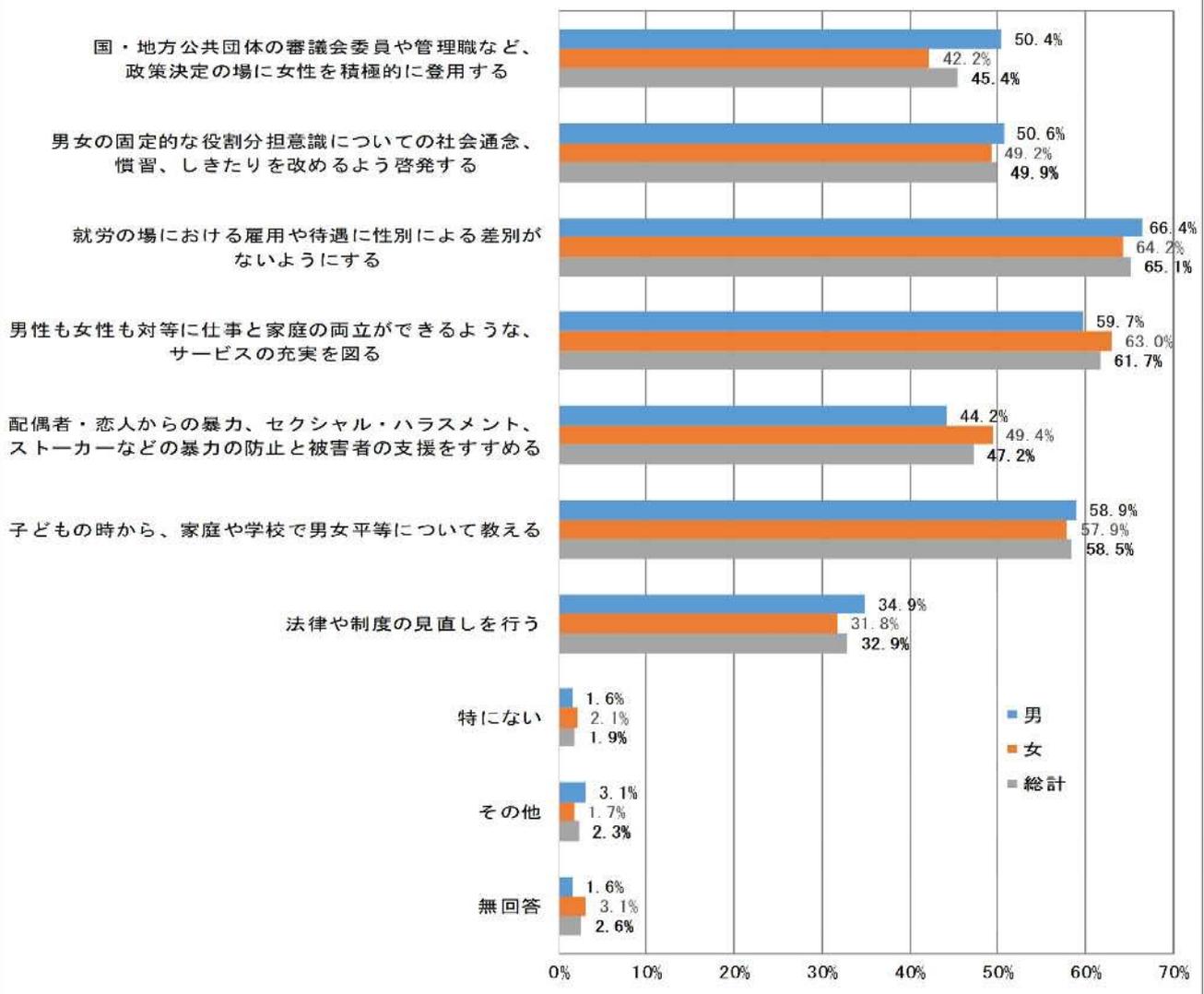
### ③ 男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理

計画の進行管理と男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握を行い、男女共同参画を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
25	調査等を行い、男女共同参画の現状の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表し、進行管理を行います。	市民意識調査等の実施による実態の把握と分析	人権市民相談課
			広報広聴課
		施策の実施状況の分析・把握と結果の公表	人権市民相談課

#### 男女共同参画社会実現のために市が力を入れていくべきこと

〈東松山市 令和元年度男女共同参画に関するアンケート〉



～東松山市DV防止基本計画～

主要課題

(10) あらゆる暴力の根絶

① DV防止対策の推進

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：「DV」※）は、人権を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。そのため、暴力を許さないという意識の徹底を図るとともに、被害者が必要な時に必要な支援を受けられるよう、相談・支援体制の強化に取り組みます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が制定され、近年ではDVという言葉は社会に浸透しつつありますが、その認識はいまだに十分ではありません。外部からその発見が困難な家庭内や恋人間において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

本市では、DV防止に向けた啓発に努めるとともに、被害者の相談・保護・自立支援に至るまでの総合的な対策を行うために、平成27年12月に「東松山市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、各機関と連携してDV防止対策を推進しています。

また、女性も男性も、将来にわたり被害者・加害者にさせないため、若年層（中・高校生等）を対象とした、男女がお互いに相手を尊重する関係を築き、交際相手からの暴力（デートDV※）を未然に防止するための啓発事業を実施しています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
26	各関連法の周知及び意識啓発に努めます。また、暴力の発生を未然に防ぐための環境づくりを推進します。	講座（デートDVを含む）・講演会の開催及びチラシ等による防止・意識啓発	人権市民相談課

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など、親密な関係にある人又はあった人から振るわれる暴力のこと。  
 身体的暴力…殴る、蹴る、物を投げつけるなど  
 精神的暴力…大声で怒鳴る、長時間無視し続ける、電話やメールを監視するなど  
 性的暴力…性的な関係を無理に迫る、避妊に協力しないなど  
 経済的暴力…生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど

※デートDV

交際相手からの暴力のこと。DVと同じく、身体的暴力や精神的暴力のほか、スマートフォン等を使った束縛や監視なども含まれる。10代の若者を中心に「交際相手にスマートフォンの中をチェックされた」「異性の連絡先をすぐ消すように言われた」などの事例が見受けられる。その他、お金を借りても返さない、いつもおごらせる、高価な物を買わせる、GPS機能を悪用される、自撮りの写真を送らせる、性的な写真や動画をインターネット等で不特定多数の人に公開されるリベンジポルノの被害にあう等も問題となっている。



パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

東松山市配偶者暴力相談支援センター（人権市民相談課）  
 TEL 0493-81-5702

## 基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

### 主要課題

### (11) 安心して相談できる体制づくり

#### ① 相談窓口の周知

本市では、電話相談及び面接相談を行っています。相談窓口の周知を図り、被害を受けた人が相談しやすい環境をつくれます。

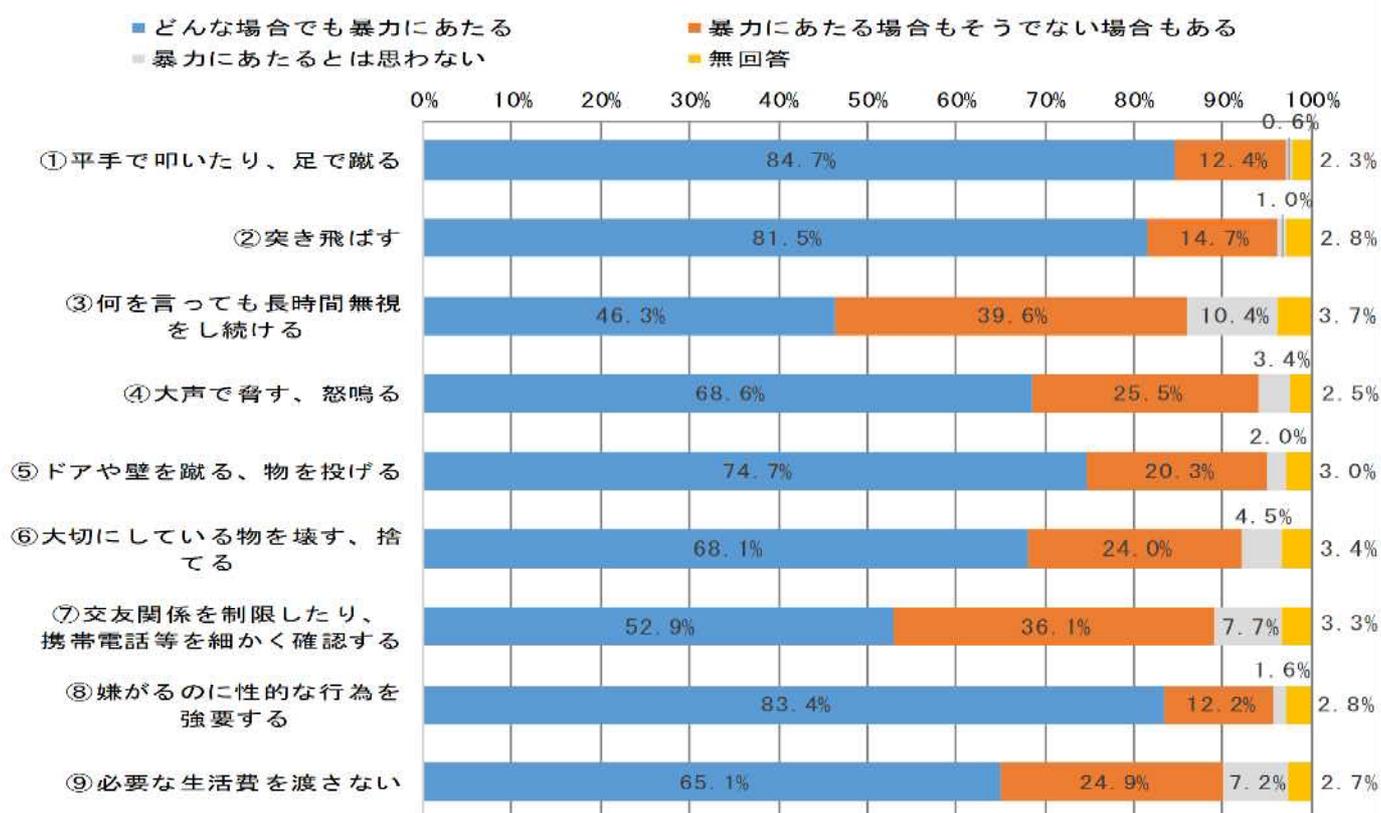
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
27	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知に努めます。	広報紙やチラシ等を活用した相談窓口及び支援情報についての周知	人権市民相談課

#### ② 相談体制の充実

DVは、親しい間柄で発生することから、個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くなっています。このため、被害者が相談しやすい環境を整えるとともに一人で抱え込まないよう啓発を行います。また、「東松山市配偶者暴力相談支援センター」において、相談体制の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
28	配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、関係機関や関係各部署との連携を図ります。	DV対策庁内連携会議を活用した情報の共有化	人権市民相談課

夫婦間の加害行為について 〈東松山市 令和元年度男女共同参画に関するアンケートより〉



## 基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

### 主要課題

### (12) 自立への支援

#### ① 早期発見体制の整備

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、児童虐待とも密接に関連しており、あらゆる暴力被害が潜在化しないよう、通報義務を周知徹底し、地域住民などによる発見機能を強化します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
29	教職員、保健師、保護者等へ被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をし、早期発見のための体制を整備していきます。	被害者保護のための情報共有と関係機関との連携を強化 保護者や地域の民生委員・児童委員への啓発	学校教育課
			健康推進課
			社会福祉課
			子育て支援課

#### ② 保護体制の強化

関係機関と連携し、被害者の身を守るための保護体制の強化に取り組みます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
30	県、児童相談所、警察など関係機関との連携や制度の整備により、被害者保護に取り組めます。	配偶者暴力相談支援センターにおける緊急時の安全確保の支援	人権市民相談課
		被害者保護のための情報管理の徹底	市民課

#### ③ 生活再建に向けた支援の充実

DV被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
31	DV被害者の就労をはじめ、自立に向け、制度を活用した支援の充実を図ります。	福祉制度等を活用した支援の充実	社会福祉課
32	被害者支援のため、関係機関と連携し、自立支援の充実を図ります。	保護施設との連携	人権市民相談課

# 第4章 プランの推進体制と進行管理

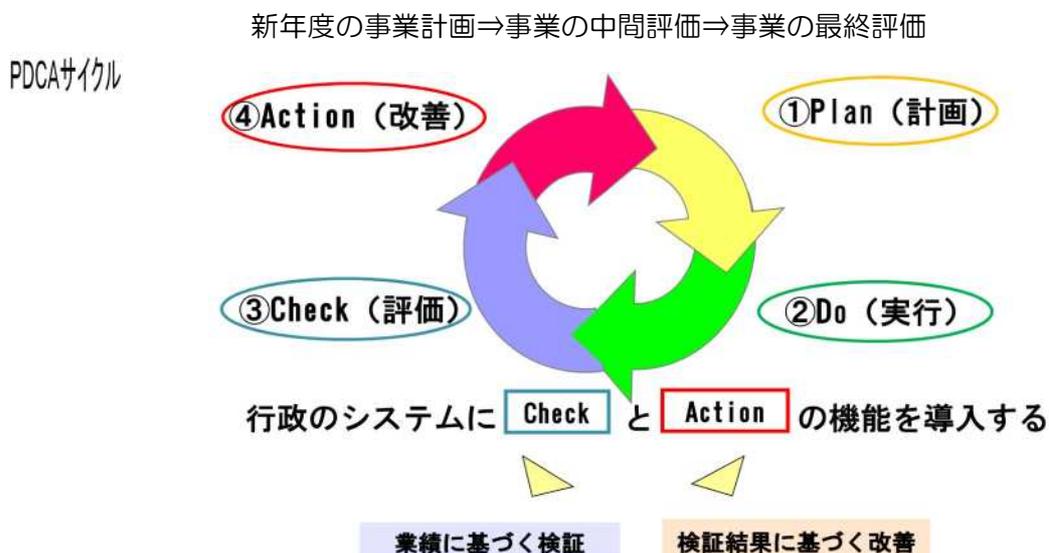
## (1) プランの推進体制

- 東松山市男女共同参画審議会（知識経験者、関係団体選出者、公募市民で構成）  
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- 東松山市男女共同参画庁内連絡会議（庁内の副課長職以上の管理職で構成）  
男女共同参画に関する施策について、関係部課等相互の連絡調整及び総合的かつ効果的な対策を推進するため、必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 東松山市男女共生推進リーダー会議（庁内の主査・主任・主事職の職員で構成）  
各関係課等との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 市民  
情報交流・意見交換等を通じて、計画の推進を図ります。



## (2) プランの進行管理

このプランを実効性のあるものとするため、東松山市男女共同参画審議会、男女共同参画庁内連絡会議、男女共生推進リーダー会議等において、以下の方法で進行管理を行い、進捗状況の点検、評価を行います。



事業が有効であるかを、PDCAサイクル（P:プラン⇒D:ドゥ⇒C:チェック⇒A:アクション）により継続的に検証・評価し、改善することによって、より効率的な活動を行います。

### (3) 推進指標

本市の男女共同参画に向けた取組をより積極的かつ計画的に推進するため、数値目標を設定します。数値目標を設けることで、市の取組がどの程度進んでいるのかが検証でき、成果がわかりやすくなるため、各分野の取組の推進力となり効果的です。

ただし、目標値が独り歩きすることがないように、過去のデータの推移、現在の社会状況及び今後の見通し等を勘案し、適切な数値設定し見直しをする必要があります。

基本目標	主要課題	施策	指標	現状値 (調査年度)	目標値 (目標年度)
I	(1)	①	男女の人権を尊重 【指標の定義】 社会全体において男女の地位が平等であると回答した人の割合	15.0% (令和2年度)	20% (令和7年度)
			固定的な性別役割分担意識の解消 【指標の定義】 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合	39.4% (令和2年度)	45% (令和7年度)
II	(4)	②	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 【指標の定義】 男性市職員の育児休業取得率	0% (令和元年度)	30% (令和7年度)
	(5)	①	子育て支援の充実 【指標の定義】 待機児童数	6人 (令和2年度)	0人 (令和7年度)
III	(7)	①	政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画 【指標の定義】 審議会等における女性委員の割合(女性委員の数／審議会の総人数)	28.7% (令和2年度)	30% (令和7年度)
	(9)	①	男女共同参画推進体制の整備 【指標の定義】 市職員一般行政職の管理監督職(主査級以上)における女性職員の割合	19.6% (令和2年度)	20% (令和7年度)
IV	(10)	①	配偶者等からの暴力についての認識 【指標の定義】 平手で叩く、足で蹴る 長時間無視をし続ける どんな場合でも暴力に当たると回答した人の割合	84.7% 46.3% (令和元年度)	90% 50% (令和7年度)
	(11)	②	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 【指標の定義】 東松山市配偶者暴力相談支援センターについて聞いたことがあると回答した人の割合	40.5% (令和元年度)	45% (令和7年度)

# 資料編

## I 男女共同参画をめぐる動き

### (1) 世界の動き

世界的には昭和50年を「国際婦人年」と定めて以降、男女共同参画社会の実現に向けてたくさんの条約等が採択されています。

主なものとして、平成7年に開催された第4回国連世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」があります。

これは、女性のエンパワーメント（力をつけること）や、女性に対する暴力の根絶等について言及されたもので、「行動綱領」には、平成12年までの、5年間に優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標が示されました。

この会議以降も、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年に見直しやフォローアップなどを行い、社会情勢の変化に対応しながら継続的に取り組まれています。

平成27年に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境分野等の開発課題対応のための17の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の一つに「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、現在では、世界が一致して取り組むべき重要な課題として位置づけられています。

### (2) 国の動き

我が国では、憲法のなかで、基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、男女がともに、個人として尊重されることが保障されています。

#### 計画策定

- 「男女共同参画2000年プラン」の策定（平成8年）
- 「男女共同参画基本計画」の策定（平成12年）
- 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定（平成17年）
- 「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年）
- 「第4次男女共同参画基本計画」の策定（平成27年）
- 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」の策定（令和2年）

#### 法整備

- 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の制定（平成3年制定、平成7年・平成21年・平成28年・平成29年・令和元年改正）
- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成11年）
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の施行（平成12年施行、平成25年・平成28年改正）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力（DV）防止法）」の施行（平成13年施行、平成16年・平成19年・平成25年・令和元年改正）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定（平成28年施行・令和元年改正）
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（政治分野における男女共同参画推進法）」の施行（平成30年）
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の制定（平成31年）

### (3) 県の動き

県では全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成12年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。  
主なものとして、以下のとおりの取組がなされています。

#### 計画策定

- 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の策定（平成14年）
- 「埼玉県男女共同参画推進プラン」の策定（平成19年）
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定（平成24年・平成29年）

### (4) 東松山市の動き

本市では、昭和61年7月に策定した「第二次東松山市総合振興計画前期基本計画」の中で、「男女平等社会の確立」を柱に位置づけ、女性問題の課題解決に取り組んできました。

平成8年7月に、市民組織の「東松山市女性施策懇談会」を設置し、平成9年10月に「女と男ともに支え合おう ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。平成15年4月には、「第二次ひがしまつやま共生プラン みんな生き生き 共に支え合い」を策定しました。

平成18年4月に「東松山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにしました。条例制定に伴い、「東松山市男女共同参画審議会」が設置されました。

また、平成21年3月に「第三次ひがしまつやま共生プラン」を策定し、その後、平成27年3月に、東松山市DV防止基本計画を含む「第4次ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。さらに、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されたことに伴い、平成29年3月には「東松山市女性活躍推進計画」を策定しました。

こうした社会情勢の変化や法整備の動向、国の「男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画基本計画」等を踏まえ、これまでの計画の期間である6年間の施策を分析し、「東松山市女性活躍推進計画」と合わせて「ひがしまつやま共生プラン」の見直しを実施しました。

#### 計画策定

- 「ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成9年10月）
- 「第二次ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成15年4月）
- 「第三次ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成21年3月）
- 「第4次ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成27年3月）
- 「第5次ひがしまつやま共生プラン」の策定（令和3年3月）

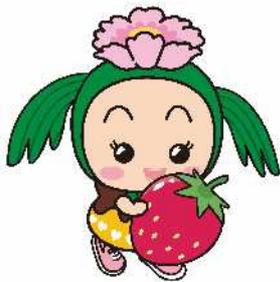
(5) 男女共同参画に関するこれまでの取組

年	世界	日本	埼玉県	東松山市
昭和50年(1975年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)、「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」発足		
昭和51年(1976年)		民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に)	生活福祉部婦人児童課「婦人問題担当副参事」設置	
昭和52年(1977年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(嵐山町)開館	企画財政部「婦人問題企画室長」設置 「婦人問題庁内連絡会議」設置	
昭和53年(1978年)			第1回埼玉県婦人問題協議会	
昭和54年(1979年)	第34回国連総会、「女子差別撤廃条約」採択		県民部「婦人問題企画室長」設置	
昭和55年(1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) 女子差別撤廃条約の署名式	民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3⇒1/2)	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 県民部「婦人対策課」設置	
昭和56年(1981年)	ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
昭和59年(1984年)		国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義⇒父母両系主義)	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
昭和60年(1985年)	「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択 NGOフォーラム開催	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成立(施行は昭和61年) 「労働基準法」一部改正(施行は昭和61年)	「国連婦人の10年」最終年世界会議NGOフォーラム」埼玉県婦人派遣団参加	
昭和61年(1986年)			「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	第二次東松山市総合振興計画前期基本計画に基づき社会児童課で女性問題に取り組む
昭和62年(1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「婦人対策課」⇒「婦人行政課」名称変更	
昭和63年(1988年)		「労働基準法」改正(週40時間制)		
平成元年(1989年)		法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等) 新学習指導要領告示(高校家庭科男女必修)		

年	世界	日本	埼玉県	東松山市
平成2年(1990年)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
平成3年(1991年)		「新国内行動計画(第1次改定)」策定 育児休業法成立(施行は平成4年)	「婦人行政課」⇒「女性政策課」名称変更	
平成4年(1992年)		初の婦人問題担当大臣設置		
平成5年(1993年)	世界人権会議(ウィーン) 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	パートタイム労働法成立	「埼玉女性の歩み(女性史)」発行	「女性意識調査」実施
平成6年(1994年)	ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) 国際人口・開発会議開催(カイロ)	総理府男女共同参画室発足 内閣総理大臣諮問機関「男女共同参画審議会」設置	「1994彩の国の女性」発行	
平成7年(1995年)	第4回国連世界女性会議開催(北京)、「北京宣言」「北京行動綱領」採択	育児・介護休業法成立 ILO第156号条約批准	「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	企画財政部企画課「女性施策推進室」設置
平成8年(1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「世界女性みらい会議」開催	「女性施策庁内連絡会議」設置 「女性プラン庁内検討グループ」設置 「女性施策懇談会」設置
平成9年(1997年)		労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) 男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	女性センター(仮称)基本構想策定	「ひがしまつやま共生プラン」策定
平成10年(1998年)			女性センター(仮称)基本計画策定	
平成11年(1999年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	男女共同参画社会基本法成立 児童買春・児童ポルノ禁止法成立		
平成12年(2000年)	女性2000年会議開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー規制法成立	「埼玉県男女共同参画推進条例」施行	企画財政部企画課男女共生推進係に名称変更
平成13年(2001年)		内閣府「男女共同参画局」設置 「DV防止法」成立	「女性政策課」⇒「男女共同参画課」名称変更	総務部政策推進課男女共生推進係に名称変更
平成14年(2002年)			「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」開設	

年	世界	日本	埼玉県	東松山市
平成15年(2003年)		「次世代育成支援対策推進法」成立		「第二次ひがしまつやま共生プラン」を策定 市民生活部人権推進課男女共生推進係に名称変更 「女性施策庁内連絡会議」⇒「男女共同参画庁内連絡会議」名称変更 「女性プラン庁内検討グループ」⇒「男女共生推進リーダー」名称変更 「女性施策懇談会」⇒「男女共同参画推進懇談会」名称変更
平成16年(2004年)		「DV防止法」一部改正	女性チャレンジ支援事業開始	
平成17年(2005年)	第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
平成18年(2006年)		「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:施行は平成19年)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	「男女共同参画推進条例」制定 「男女共同参画審議会」設置
平成19年(2007年)		「DV防止法」一部改正	「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	「男女共同参画についての市民意識調査」実施
平成20年(2008年)			女性キャリアセンター開設	
平成21年(2009年)		女子差別撤廃委員会の総括所見公表	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	「第三次ひがしまつやま共生プラン」策定
平成22年(2010年)	第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		
平成24年(2012年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「男女雇用機会均等法」一部改正 「子ども・子育て支援法」施行	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 埼玉県男女共同参画推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 産業労働部ウーマノミクス課設置	
平成25年(2013年)		「DV防止法」改正(施行は平成26年)		「男女共同参画に関するアンケート」実施

年	世界	日本	埼玉県	東松山市
平成26年(2014年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			
平成27年(2015年)	第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「第4次男女共同参画基本計画」策定  「女性活躍推進法」成立、施行(完全施行は平成28年)		「第4次ひがしまつやま共生プラン」策定  「東松山市配偶者暴力相談支援センター」設置
平成29年(2017年)			「埼玉県男女共同参画基本計画」策定  「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	「東松山市女性活躍推進計画」策定
平成30年(2018年)		「政治分野における男女共同参画推進法」施行		
令和元年(2019年)		「働き方改革関連法」施行  「男女雇用機会均等法」一部改正  「女性活躍推進法」一部改正(完全施行は令和4年)  「DV防止法」一部改正(完全施行は令和2年)		「男女共同参画に関するアンケート」実施
令和2年(2020年)		内閣府に「男女間暴力対策課」を設置  「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」策定		
令和3年(2021年)			ウーマノミクス課は人材活躍支援課と多様な働き方推進課に再編	「第5次ひがしまつやま共生プラン」策定  市民生活部人権市民相談課に名称変更



## Ⅱ 関係法令

### (1) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号  
最終改正：平成11年12月22日 法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参

画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措

置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をも

って組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

（1） 略

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで 略

（11） 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日 法律第64号  
最終改正：令和元年6月5日 法律第24号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ

職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生

労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けた

とき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用す

る労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止

を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、

又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう

努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特別認定一般事業主その他の女性の職業生活にお

ける活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。  
（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。  
（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限

り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の

規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第174号で令和2年6月1日から施行）

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第174号で令和4年4月1日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過し

した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号  
最終改正：令和元年6月26日 法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

あつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、

助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
（婦人相談員による相談等）
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。  
（婦人保護施設における保護）
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者

に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた

日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居して

いる子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立

てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければなら

ない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する

必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その

置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁

した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」

という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号）  
抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (4) 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日 埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項、及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以

下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## (5) 東松山市男女共同参画推進条例

平成18年3月27日 条例第5号

すべての人は、性別にかかわらず平等な存在であり、互いの人権を十分に尊重しなければならない。我が国においては、男女共同参画社会基本法により男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、男女平等の実現に向け、様々な取組が国際社会の動向と連動しつつ進められてきた。

東松山市においても、男女共同参画社会実現に向け「ひがしまつやま共生プラン」を策定し様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行は根強く存在し、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。このような状況の中で、出産や子育て期における女性の労働力率は、依然として低く、社会の様々な分野での男女間の格差が見られ、ドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する社会問題も生じている。

すべての人が自分らしく暮らせる社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に対等に参画し、共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等（配偶者、配偶者であった者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的及び経済的な暴力をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることドメスティック・バイオレンスが根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、様々な場面で男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て家族の介護その他の家庭生活における活動及

び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が対等な関係のもとに互いの性を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができることを旨として行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会での動向を十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民事業者、教育に携わる者、国、県及び他の市町村と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、男女間におけるあらゆる暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報に

おいて、性別による固定的な役割分担及び男女間におけるあらゆる暴力を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(市の施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

(3) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるように努めること。

(4) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに類するものをいう。)における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めること。

(5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

(6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めること。

(7) 男女が対等な関係のもとに互いの性に関する正しい知識をもって行動できるように家庭、学校及び地域の連携による学習機会の充実に努めること。

(8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項、及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更する

に当たっては、第14条第1項の東松山市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第13条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から苦情及び相談の申出を受けたときは、関係する機関及び団体と協力し、適切かつ速やかな措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市長は、前項の申出を受けた場合、必要があると認めるときは、次条第1項の東松山市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(東松山市男女共同参画審議会)

第14条 市長は、男女共同参画を推進するため、東松山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められた場合は、市長に意見を述べるができる。

- 3 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) 公募による市民

- 4 審議会の男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項は、平成18年8月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(東松山市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 東松山市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年東松山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## (6) 東松山市男女共同参画庁内連絡会議等設置要綱

平成7年12月8日 決裁

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策について、関係部課等相互の連絡調整及び総合的かつ効果的な対策を推進するため、東松山市男女共同参画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び東松山市男女共生推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）を設置する。

(連絡会議の所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共生に関する施策の総合的企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共生に関する施策について、関係部課等との調整に関すること。
- (3) その他、男女共生に関する施策について必要と認められること。

(連絡会議の組織)

第3条 連絡会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は市長が任命する。

- 2 連絡会議に、会長を置く。
- 3 会長は、男女共生推進を所管する部の部長をもって充てる。

(連絡会議の会議)

第4条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(推進リーダーの所掌事項等)

第5条 推進リーダーの所掌事項等については次のとおりとする。

- 2 男女共生に必要な資料を収集するとともに必要な事項を調査研究する。
- 3 ひがしまつやま共生プランに関する施策について、関係各課との連絡調整に関すること。
- 4 推進リーダーのメンバーは、職員の中から会長が指名する。
- 5 推進リーダーに委員長及び副委員長を置きメンバーの互選により選出する。

6 推進リーダーの会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 連絡会議及び推進リーダーの庶務は、男女共生推進を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日決裁）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

※令和3年4月の機構改革により、本文中は新しい課名にしています。

東松山市男女共同参画基本計画  
東松山市女性活躍推進計画  
東松山市DV防止基本計画  
～ 第5次ひがしまつやま共生プラン ～

令和3年3月

発行 東松山市 市民生活部 人権推進課  
〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58  
TEL0493-21-1416 (直通)  
FAX0493-23-2236

※人権推進課は、令和3年4月から人権市民相談課に変わります。



東松山市

